

# 社団法人 デジタル放送推進協会

## 定 款

### 第 1 章 総 則

#### (名 称)

第 1 条 本協会は、社団法人デジタル放送推進協会と称し、英語では、The Association for Promotion of Digital Broadcasting（略称D p a）と称する。

#### (事務所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本協会は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

#### (目 的)

第 3 条 本協会は、地上デジタル放送及びB S デジタル放送の普及並びにこれらに関連する事業を実施することにより、アナログ放送からデジタル放送への円滑な移行を図るとともに、デジタル放送の発展を推進し、もって公共の福祉の増進及び国民生活の向上に貢献することを目的とする。

#### (事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地上デジタルテレビジョン放送及びB S デジタル放送並びにそれらの受信の普及促進
- (2) 地上デジタルテレビジョン放送及びB S デジタル放送に関する調査・研究
- (3) 地上デジタルテレビジョン放送及びB S デジタル放送の送・受信技術に関する規格化の推進
- (4) B S デジタル放送のエンジニアリングストリームの委託放送事業並びに地上デジタルテレビジョン放送のエンジニアリングサービスの運用及び関係事業者等との連絡、調整、契約に関する業務
- (5) 地上デジタルテレビジョン放送番組の著作権保護に関する関係事業者等との連絡、調整、契約に関する業務
- (6) 暫定的な衛星利用による難視聴地域対策に係る委託放送事業及び関係事業者

等との連絡、調整、契約に関する業務

(7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (会 員)

第5条 本協会の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。正会員の種別、その権能については、総会の議決を経て別に定める。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した法人又は団体
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した法人又は団体
- (3) 特別会員 本協会の目的遂行のために理事会が特に必要と認め入会した法人又は団体

### (入 会)

第6条 本協会に入会しようとする法人又は団体は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、理事長が申し込みを行った法人又は団体に通知するものとする。

### (会費等)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 本協会が必要と認めるときは、理事会の議決を経て、会員から分担金又は臨時会費を徴収することができる。

### (会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である法人又は団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

### (退 会)

第9条 会員は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### **(除名)**

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

### **(抛出金品の不返還)**

第11条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

## **第3章 役員**

### **(種類及び定数)**

第12条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事30名以上35名以内
  - (2) 監事3名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事、3名以内を常務理事とする。

### **(選任等)**

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。ただし、総会が開催されるまでの間において役員を補充する必要が生じた場合においては、理事会で選任することができる。この場合においては、直後の総会で承認を受けなければならない。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によりこれを定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

### **(職務)**

第14条 理事長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐し、本協会の常務を処理する。
- 3 常務理事は、本協会の常務を分担処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本協会の業務を執行す

る。また、理事は理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順位によって、その職務を代行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は総務大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは第4章又は第5章の定めにかかわらず、総会又は理事会を招集すること。

### (任 期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### (解 任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

### (報酬等)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 総 会

### (種 別)

第18条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### **(構成)**

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

#### **(機能)**

第20条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

#### **(開催)**

第21条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により召集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

#### **(招集)**

第22条 総会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

#### **(議長)**

第23条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

#### **(定足数)**

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

#### **(議決)**

第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### **(書面表決等)**

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

#### **(議事録)**

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

## **第5章 理 事 会**

#### **(構 成)**

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

#### **(権 能)**

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### **(種類及び開催)**

第30条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### **(招 集)**

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

### **(議 長)**

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、第30条第3項第3号の規定による場合は、その理事会において、出席理事のうちから選出する。

### **(定足数等)**

第33条 理事会については、第24条から第27条までの規定を準用する。この場合においては、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

## **第6章 財産及び会計**

### **(財産の構成)**

第34条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費及び分担金
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### **(財産の管理)**

第35条 本協会の財産は、理事長がこれを管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### **(経費の支弁)**

第36条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

### **(事業計画及び予算)**

第37条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

#### **(暫定予算)**

第38条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### **(事業報告及び決算)**

第39条 本協会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に総務大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

#### **(長期借入金)**

第40条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、総務大臣に届け出なければならない。

#### **(予算外の支出)**

第41条 予算外の緊急支出を要する場合は、理事会の議決を経て理事長がこれを処理し、総会の追認を求めなければならない。

#### **(特別会計)**

第42条 本協会は、総会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

但し、緊急に特別会計の設置を要する場合は、理事会の議決を経て理事長がこれを設けることができる。この場合においては、直後の総会で承認を受けなければならない。

#### **(会計年度)**

第43条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第44条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、総務大臣の認可を得なければ変更することができない。

### (解散及び残余財産の処分)

第45条 本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、総務大臣の承認を得なければ解散することができない。

2 本協会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、総務大臣の許可を得て、本協会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第8章 運営委員会

### (運営委員会)

第46条 本協会に、本協会の事業の円滑な運営に資するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第9章 事務局

### (設置等)

第47条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

但し、緊急を要する場合は、理事会の議決を経て理事長がこれを定めることができる。この場合においては、直後の総会で承認を受けなければならない。

### (備付け帳簿及び書類)

第48条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

## 第10章 補 則

### (委 任)

第49条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事長が別に定める。

理事長は新たに定めを置いた場合及び定めの変更を行った場合は、理事会及び総会に報告しなければならない。

### 附 則 (設立許可の日 平成3年10月15日)

- 1 この定款は、郵政大臣の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによるものとし、その任期は、平成5年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の放送番組編成会議及び放送番組審議会は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の定めにかかわらず、設立許可のあった日から平成4年3月31日までとする。

### 附 則 (第9回総会 (平成6年11月8日) 決定)

この定款の変更は、郵政大臣の認可の日 (平成6年11月25日) から施行する。

### 附 則 (第22回総会 (平成11年12月6日) 決定)

この定款の変更は、郵政大臣の認可の日（平成12年2月17日）から施行する。

**附 則（第25回総会（平成12年10月11日）決定）**

- 1 この定款の変更は、郵政大臣の認可を経て、平成12年12月1日から施行する。
- 2 平成12年12月1日に就任する役員の任期は、平成13年の通常総会までとする。

**附 則（第16回総会（平成19年2月13日）決定）**

- 1 この定款の変更は、総務大臣の認可を経て、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日現在における社団法人地上デジタル放送推進協会の会員は、この定款の定めにかかわらず、平成19年4月1日以降、本協会の会員資格を有するものとする。
- 3 平成19年4月1日に就任する役員の任期は、平成19年度の第1回目の通常総会までとする。

**附 則（第4回総会（平成20年10月29日）決定）**

この定款の変更は、総務大臣の認可の日から施行し、変更後の第2条第2項については平成20年9月5日から適用する。

但し、第4条第6項の規定は、暫定的な衛星利用による難視聴地域対策に係る委託放送事業の認定を受けた日から施行する。